



和歌山市公報

令和4年（2022年）6月15日
第1729号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

| 番号 | ページ |
|-----------------------------------|-------------|
| 38 和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 | (生活支援第1課) 2 |

【告示】

| | |
|--|-------------|
| 232 市議会定例会の招集 | (財政課) 2 |
| 233 道路区域の変更及び供用開始 | (道路管理課) 3 |
| 234 自転車等の移動及び保管 | (まちなみ景観課) 3 |
| 235 自転車等の移動及び保管 | (まちなみ景観課) 4 |
| 236 放置自転車等の処分 | (まちなみ景観課) 5 |
| 237 身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出 | (障害者支援課) 5 |
| 238 道路区域の決定及び供用開始 | (道路管理課) 6 |
| 239 公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書） | (市民税課) 6 |
| 240 公示送達（令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書） | (資産税課) 6 |
| 241 道路区域の変更及び供用開始 | (道路管理課) 7 |
| 242 道路区域の変更及び供用開始 | (道路管理課) 7 |
| 243 道路区域の変更及び供用開始 | (道路管理課) 7 |
| 244 放置自動車の移動及び保管 | (まちなみ景観課) 8 |
| 245 地縁による団体の告示された事項の変更の届出 | (自治振興課) 8 |
| 246 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出 | (指導監査課) 8 |
| 247 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出 | (指導監査課) 9 |
| 248 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定 | (指導監査課) 9 |
| 249 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定 | (指導監査課) 9 |
| 250 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出 | (障害者支援課) 10 |
| 251 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 | (障害者支援課) 10 |

【公告】

| | |
|-----------------------------|------------|
| ○ 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 11 |
| ○ 道路位置の指定 | (建築指導課) 11 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 11 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 11 |
| ○ 施設設置工事（待避所設置）宮地区鳴神の一般競争入札 | (建設総務課) 12 |
| ○ 山口小学校校舎屋上防水予防改修工事の一般競争入札 | (建設総務課) 14 |
| ○ 市駅和佐線道路改築工事その7の一般競争入札 | (建設総務課) 16 |
| ○ 今福12号線測量設計業務委託の一般競争入札 | (建設総務課) 18 |

| | | |
|--------------------------------|---------|----|
| ○ 手平神前線測量設計業務委託の一般競争入札 | （建設総務課） | 20 |
| ○ 名草小学校トイレ改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 22 |
| ○ 有功小学校トイレ改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 24 |
| ○ 野崎西小学校トイレ改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 26 |
| ○ 岡崎小学校トイレ改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 28 |
| ○ 山口小学校校舎外壁予防改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 30 |
| ○ 宮小学校予防改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 32 |
| ○ 貴志小学校トイレ改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 34 |
| ○ 河南コミュニティセンター空調設備等改修工事の一般競争入札 | （建設総務課） | 36 |

【 選挙管理委員会告示 】

| | | |
|---------------|--------------|----|
| 15 選挙管理委員会の招集 | （選挙管理委員会事務局） | 38 |
|---------------|--------------|----|

【 農業委員会公告 】

| | | |
|----------------|------------|----|
| ○ 農業委員会総会の招集 | （農業委員会事務局） | 39 |
| ○ 農用地利用集積計画の縦覧 | （農業委員会事務局） | 40 |

【 企業局告示 】

| | | |
|---------------------------------|---------|----|
| 22 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者 | （企業総務課） | 40 |
|---------------------------------|---------|----|

【 規 則 】

和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第38号

和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和30年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係の項第11号の次に次の1号を加える。

（11）の2 法第77条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定による徴収金の徴収に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年6月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第232号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月2日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和4年6月9日
- 2 場所 和歌山市議会議場

(令和4年6月2日揭示済)

和歌山市告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年6月7日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 区域変更の区間 | 旧新別 | 延長(m) | 幅員(m) |
|-------|--------|-------------------------------------|-----|-------|-------------------|
| 11-35 | 宮35号線 | 和歌山市北出島34番6地先 ～ 和歌山市北出島36番1地先 | 旧 | 33.3 | 5.50 |
| | | | 新 | 33.3 | 6.00 |
| 11-39 | 宮39号線 | 和歌山市北出島34番6地先 ～ 和歌山市北出島34番6地先 | 旧 | 16.4 | 3.10 ～ 3.70 |
| | | | 新 | 16.4 | 4.60 ～ 5.70 |
| 21-8 | 木本8号線 | 和歌山市榎原7番21地先 ～ 和歌山市榎原7番21地先 | 旧 | 12.1 | 1.60 |
| | | | 新 | 12.1 | 5.70 |
| 21-10 | 木本10号線 | 和歌山市榎原6番5地先 ～ 和歌山市榎原6番5地先 | 旧 | 16.3 | 2.00 ～ 2.30 |
| | | | 新 | 16.3 | 2.90 ～ 6.60 |
| 21-13 | 木本13号線 | 和歌山市榎原340番3地先 ～ 和歌山市榎原340番2地先 | 旧 | 26.9 | 2.20 |
| | | | 新 | 26.9 | 4.00 |
| 21-14 | 木本14号線 | 和歌山市榎原340番3地先 ～ 和歌山市榎原340番3地先 | 旧 | 10.4 | 2.30 |
| | | | 新 | 10.4 | 3.10 |

(令和4年6月7日揭示済)

和歌山市告示第234号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年6月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|-----------------------|------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年5月21日及び同月27日 |
| JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年5月26日 |

南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域

令和4年5月24日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年6月8日揭示済)

和歌山市告示第235号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年6月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、次郎丸公園及び新在家得津公園 | 令和4年5月16日、同月19日、同月25日、同月26日及び同月30日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

| | | |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車 | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年6月8日揭示済)

和歌山市告示第236号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年6月9日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所 | 移動し、保管した年月日 | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|-----------------------|--|-------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年2月5日 | 令和4年2月24日 |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域 | 令和4年2月7日 | 令和4年2月24日 |
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場 | 令和4年2月1日、同月2日、同月3日、同月4日、同月10日、同月14日及び同月15日 | 令和4年2月24日 |

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年6月8日揭示済)

和歌山市告示第237号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 診断する障害の種類 | 辞退年月日 |
|------|---------------|-------------------|------------------------|-----------|
| 水本有紀 | 和歌山県立医科大学附属病院 | 和歌山市紀三井寺8 11-1 | ぼうこう・直腸機能障 害、小腸機能障害 | 令和4年3月31日 |

(令和4年6月10日揭示済)

和歌山市告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和4年6月10日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月10日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 起点 終点 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|--------|---------|---------------------|-----------|-----------|
| 31-105 | 有功105号線 | 和歌山市六十谷240番4地先 ～ | 257.4 | 4.20 ～ |
| | | 和歌山市六十谷269番18地先 | | 7.30 |
| 31-105 | 有功105号線 | 和歌山市六十谷281番6地先 ～ | 39.0 | 7.20 ～ |
| | | 和歌山市六十谷282番2地先 | | 11.30 |

(令和4年6月10日揭示済)

和歌山市告示第239号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書

(別紙省略)

(令和4年6月13日揭示済)

和歌山市告示第240号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

1 送達書類の名称 令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 納期限 令和4年度第1期分の納期限は、令和4年6月30日とする。

(別紙省略)

(令和4年6月13日揭示済)

和歌山市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年6月13日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 区域変更の区間 | 旧新別 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|------|--------|---------------------------------|-----|-----------|-------------------|
| 4-85 | 雄湊85号線 | 和歌山市広道20番地先 ～ 和歌山市広道21番地先 | 旧 | 35.1 | 7.10 ～ 7.30 |
| | | | 新 | 35.1 | 5.55 |

(令和4年6月13日揭示済)

和歌山市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年6月13日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 路線名 | 区域変更の区間 | 旧新別 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|-------|--------|-------------------------------------|-----|-----------|-------------------|
| 23-66 | 楠見66号線 | 和歌山市大谷561番1地先 ～ 和歌山市大谷568番1地先 | 旧 | 86.0 | 1.90 ～ 2.50 |
| | | | 新 | 86.0 | 5.40 ～ 5.70 |

(令和4年6月13日揭示済)

和歌山市告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年6月13日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号 | 旧新別 | 路線名 | 起点 終点 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|--------|-----|---------|------------------------------------|-----------|-------------------|
| 23-162 | 旧 | 楠見162号線 | 和歌山市大谷831番205地先 和歌山市大谷806番162地先 | 445.0 | 5.00 ～ 6.00 |
| | | | 和歌山市大谷831番205地先 | | 5.00 |

| | | | | |
|---|---------|---------------|-------|------------|
| 新 | 楠見162号線 | 和歌山市大谷568番1地先 | 707.5 | ～ 16.90 |
|---|---------|---------------|-------|------------|

(令和4年6月13日揭示済)

和歌山市告示第244号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第13条第1項の規定に基づき、放置自動車を移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月14日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び保管期間

| 放置場所 | 移動し、保管した年月日 | 自動車の種類等 | | 保管場所の所在地 | 保管期間 |
|----------------------|-------------|----------|---|------------|--------------------|
| | | 車種 | 色 | | |
| 和歌山市中之島1739-11の北側市道上 | 令和4年6月8日 | スズキ ワゴンR | 白 | 和歌山市和佐中112 | 令和4年6月8日から同年9月6日まで |
| 和歌山市中之島1739-11の北側市道上 | 令和4年6月8日 | スズキ ワゴンR | 白 | 和歌山市和佐中112 | 令和4年6月8日から同年9月6日まで |
| 和歌山市北新5丁目62番地の北側市道上 | 令和4年6月8日 | スズキ ワゴンR | 灰 | 和歌山市和佐中112 | 令和4年6月8日から同年9月6日まで |

2 移動し、保管した理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第13条第1項に該当したため

3 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年6月14日揭示済)

和歌山市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 区分 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------|------------|---------------------|------------------|----------|
| 日野自治会 | 代表者の氏名及び住所 | 志賀正雄 和歌山市日野101-1 | 西田圭吾 和歌山市日野21 | 令和4年5月1日 |

(令和4年6月15日揭示済)

和歌山市告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|------------|---------------------------------------|---------|-----------|
| 307011 3083 | あかね株式会社 | あかね訪問介護事業所 和歌山市東蔵前丁23番地 | 訪問介護 | 令和4年5月31日 |
| 307011 2689 | 株式会社こころりんく | こころりんく 和歌山市梶取148番地6 4 ヴィラージュ梶取D | 居宅介護支援 | 令和4年5月31日 |

(令和4年6月15日揭示済)

和歌山市告示第247号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|--------------|--|----------------------------|---------------|
| 27708 00999 | 株式会社スーパー・コート | スーパー・コート東住吉訪問介護事業所 大阪府大阪市東住吉区西今川4丁目30番21 ノースピュアコート101号室 | 予防給付型訪問サービス | 令和4年 5月31日 |
| 30701 13083 | あかね株式会社 | あかね訪問介護事業所 和歌山市東蔵前丁23番地 | 予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス | 令和4年 5月31日 |

(令和4年6月15日揭示済)

和歌山市告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|-----------------|--|------------------|--------------|
| 30601 91255 | 株式会社Mc&W | 訪問看護ステーションなごみ 和歌山市布施屋603-1 ベルハウスII205号室 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和4年 6月1日 |
| 30601 91263 | 株式会社KDC | 訪問看護ステーションきらら 和歌山市本町4丁目37 藤井ビル202 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和4年 6月1日 |
| 30701 14156 | 株式会社ほっこり | 株式会社ほっこり 和歌山市湊4丁目6-10 | 訪問介護 | 令和4年 6月1日 |
| 30701 14164 | 和歌山高齢者生活協同組合 | シニアCOOP和歌山北ケアプラ ンセンター 和歌山市直川565番地7 | 居宅介護支援 | 令和4年 6月1日 |

(令和4年6月15日揭示済)

和歌山市告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号 | 事業者又は開設者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|-------------------|--------------------------------------|-------------|--------------|
| 30701 14156 | 株式会社ほっこり | 株式会社ほっこり 和歌山市湊4丁目6-10 | 予防給付型訪問サービス | 令和4年 6月1日 |
| 30717 01027 | 一般社団法人BB S2020 | 訪問介護Rin 和歌山県紀の川市貴志川町長 山277-370 | 予防給付型訪問サービス | 令和4年 6月1日 |

(令和4年6月15日掲示済)

和歌山市告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 廃止年月日 |
|--------------------|------------|--------------|-------------|--------------|--------------|----------------|-----------|-----------|
| 3010 1230 51 | あかね訪問介護事業所 | 和歌山市東蔵前丁23番地 | 居宅介護、重度訪問介護 | 特定なし | あかね株式会社 | 和歌山市東蔵前丁23番地 | 令和元年6月1日 | 令和4年5月31日 |
| 3010 1221 94 | はな・ぱあく | 和歌山市広原11-5 | 短期入所 | 障害児 | 有限会社プランニング守山 | 和歌山市善明寺595-1 | 平成28年6月1日 | 令和4年5月31日 |

(令和4年6月15日掲示済)

和歌山市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定に係る種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|--------------------|-------------------|-----------|---------|-------------------|----------|-------------------------------|----------|------------|
| 3010 1239 11 | グループホームR ASIEL和歌山 | 和歌山市出水3番1 | 短期入所 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者 | 株式会社ラシエル | 大阪府大阪市北区大深町1番1号 LINKS・UMEDA8階 | 令和4年6月1日 | 令和10年5月31日 |
| 3020 1234 48 | グループホームR ASIEL和歌山 | 和歌山市出水3番1 | 共同生活援助 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者 | 株式会社ラシエル | 大阪府大阪市北区大深町1番1号 LINKS・UMEDA8階 | 令和4年6月1日 | 令和10年5月31日 |
| 3010 1239 | グループホームA | 和歌山市内原72 | 短期入所 | 知的障害者、精神 | ASCENT合同 | 和歌山市紀三井寺1134 | 令和4年6月 | 令和10年5 |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|------|--|-------------|----|-----|----|----------|
| 29 | SCEN T | 6-13 | | 障害者、 障害児 | 会社 | 番地2 | 1日 | 月31 日 |
|----|-----------|------|--|-------------|----|-----|----|----------|

(令和4年6月15日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年6月6日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------|--|
| 和歌山市岩橋字中里856番1 | 和歌山市岩橋856番地3 岩橋正明 |
| 和歌山市神前字松ノ本249番、250番 | 和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男 |

(令和4年6月6日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年6月9日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定年月日 指定番号 | 地名地番 | 申請者住所氏名 | 道路幅員×延長 総延長 |
|-----------------------|---|--|--|
| 令和4年6月7日 和建指第2687号 | 和歌山市小雑賀字東浜畑5 83番1の一部、583番 7の一部、586番2、5 86番3、587番2の一 部、587番5、587番 6、587番7 | 和歌山市黒田1丁目2 番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男 | 5.00m×33.77m 6.00m×42.03m 75.80m |

(令和4年6月9日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-------------------------------------|---|
| 和歌山市向字川下田77番1の一部、79番 の一部、80番1、里道 | 和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田 茂 |

(令和4年6月13日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年6月14日

和歌山市長 尾花正啓

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------------------|--|
| 和歌山市加太字炭谷2362番47 | 大阪府和泉市上代町125番地 友信化学株式会社 代表取締役 谷上智純 |
| 和歌山市下和佐字九条田152番2 | 和歌山市下和佐466番地1 田井慶祐 和歌山市下和佐466番地1 田井春香 |
| 和歌山市杭ノ瀬字水シ15番1の一部、15番2、16番3、里道 | 和歌山市毛革屋丁25番地 株式会社際 代表取締役 曾和勝彦 |

(令和4年6月14日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

- (1) 工事名 施設設置工事（待避所設置） 宮地区鳴神
- (2) 工事場所 和歌山市鳴神地内
- (3) 工事概要 構造物撤去工 一式、縁石工 一式、道路付属施設工 一式、舗装工 一式、区画線工一式、仮設工 一式
- (4) 工期 120日間
- (5) 予定価格 6,840,900円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、土木工事業の登録がされている者であること。
- (3) 土木工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
 - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
 - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
 - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、土木工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
 - エ 土木関係業種の受注制限数に達していないこと。
- (5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては土木工事業に係る総合点数が570点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては土木工事業に係る総合点数が570点以上750点未満であること。

(6) 主たる営業所（本社・本店）又は和歌山市内の営業所の所在地が次に掲げる行政区域（和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和43年規則第1号）第2条の支所及び連絡所の所管区域をいう。）のいずれかの区域内であること。

ア 西和佐、和佐、小倉、川永、山口、紀伊、本町、大新、新南、宮、宮北、四箇郷、中之島

(7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

(8) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

(9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する土木工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年6月23日（木） 午前8時00分から

令和4年6月27日（月） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年6月28日（火） 午前9時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和4年6月29日（水） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年6月20日（月） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) 受注制限対象工事

本工事は土木関係業種の受注制限対象工事である。

(11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

(1) 工事名 山口小学校校舎屋上防水予防改修工事

(2) 工事場所 和歌山市里字後口146番4

(3) 工事概要 防水改修工事 一式、塗装改修工事 一式

(4) 工期 210日間

(5) 予定価格 16,698,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、防水工事業の登録がされている者であること。

(3) 防水工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

(4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、防水工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 建築関係業種の受注制限数に達していないこと。

(5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては防

水工事業に係る総合点数が300点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては防水工事業に係る総合点数が700点以上であること。

- (6) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る防水工事であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリNZ（工事实績情報システム）に登録された公共機関等

- (7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

- (8) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

- (9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する防水工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり

- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年6月23日（木） 午前8時00分から

令和4年6月27日（月） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年6月28日（火） 午前10時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和4年6月29日（水） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

- (4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり

- (2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年6月20日（月） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

- (1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

- (2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

- (3) 議会の議決

不要である。

- (4) 入札保証金

不要である。

- (5) 契約保証金
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 低入札価格調査基準価格の設定
無し
- (7) 最低制限価格の設定
有り
- (8) 契約書作成の要否
必要である。
- (9) 入札の無効
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (10) 受注制限対象工事
本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。
- (11) その他
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

- (1) 工事名 市駅和佐線道路改築工事その7
- (2) 工事場所 和歌山市鳴神地内から出島地内まで
- (3) 工事概要 道路土工 一式、道路植栽工 一式（シャリンバイ 4544本）、仮設工 一式
- (4) 工期 230日間
- (5) 予定価格 22,324,500円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、造園工事業の登録がされている者であること。
- (3) 造園工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
 - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
 - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
 - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、造園工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

- (5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては造園工事業に係る総合点数が300点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては造園工事業に係る総合点数が700点以上であること。
- (6) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (7) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。
- (8) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する造園工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所
方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。
入札書受付予定日時 令和4年6月23日（木） 午前8時00分から
令和4年6月27日（月） 午後5時00分まで
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。
開札予定日時 令和4年6月28日（火） 午前10時30分から
場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。
提出期限 令和4年6月29日（水） 午後3時まで
場所 共通入札説明書2に同じ。
方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約条項を示す期間及び場所
期間 公告日から開札日まで
場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑
質問書の提出期限 令和4年6月20日（月） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

- (1) 前払い制度
適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。
- (3) 議会の議決
不要である。
- (4) 入札保証金
不要である。
- (5) 契約保証金
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 業務概要

(1) 業務名 今福12号線測量設計業務委託

(2) 業務場所 和歌山市堀止西1丁目地内から今福2丁目地内まで

(3) 業務概要 測量業務 4級基準点測量 5点、現地測量 面積0.004km²、路線測量 距離0.16km、用地測量 一式

設計業務 道路詳細設計（B） 距離0.16km、公園施設移設設計 一式

(4) 履行期間 240日間

(5) 予定価格 12,867,800円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 業務形態 単体業務

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、土木関係建設コンサルタントに係る道路の登録がされている者であること。

(3) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受けていること。

(4) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（通行の用に供されるアスファルト舗装を施した道路に係る設計業務を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等

(5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。

ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による道路部門の建設コンサルタント登録をしている技術管理者であること。

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を道路とするもの

ウ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を道路とするもの

エ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を道路とするもの

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年6月23日（木） 午前8時00分から

令和4年6月27日（月） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年6月28日（火） 午前11時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年6月29日（水） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年6月20日（月） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 最低制限価格の設定

有り

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年6月15日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 業務概要

(1) 業務名 手平神前線測量設計業務委託

(2) 業務場所 和歌山市中島地内から新中島地内まで

(3) 業務概要 歩道詳細設計 距離0.11km、一般構造物設計 一式、基準点測量 3点、現地測量 面積0.005km²、路線測量 一式、機械ボーリング 2m、サウンディング及び原位置試験 一式

(4) 履行期間 180日間

(5) 予定価格 8,878,100円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 業務形態 単体業務

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（建設コンサルタント業務用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、土木関係建設コンサルタントに係る道路の登録がされている者であること。

(3) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設コンサルタント業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受けていること。

(4) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した業務（通行の用に供されるアスファルト舗装を施した道路に係る設計業務を主な部分にするものに限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのテクリス（業務実績情報システム）に登録された公共機関等

(5) 次に掲げる要件のいずれかを満たす技術者と直接的な雇用関係にあり、1名以上配置できる者であること。
ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による道路部門の建設コンサルタント登録をしている技術管理者であること。

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術部門を建設部門かつ選択科目を道路とするもの

ウ 技術士法に定める技術士で、技術部門を総合技術監理部門かつ選択科目を道路とするもの

エ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を道路と

するもの

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年6月23日（木） 午前8時00分から

令和4年6月27日（月） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年6月28日（火） 午前11時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年6月29日（水） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から入札日まで

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年6月20日（月） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 最低制限価格の設定

有り

(7) 契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年6月15日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

- (1) 工事名 名草小学校トイレ改修工事
- (2) 工事場所 和歌山市紀三井寺字奥垣内240番
- (3) 工事概要 小学校トイレ洋式化改修
改修トイレ床面積 84㎡（3フロア）
建築工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式
- (4) 工期 150日間
- (5) 予定価格 49,797,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築工事業又は管工事業の登録がされている者であること。
- (3) 上記2（2）に該当する工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
 - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
 - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
 - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、上記2（2）に該当する工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
 - エ 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、建築関係業種の受注制限数に達していないこと。
- (5) 令和3・4年度登録において、上記2（2）に該当する工事業が建築工事業であるものについては、建築工事業に係る総合点数が685点以上、上記2（2）に該当する工事業が管工事業であるものについては、管工事業に係る総合点数が750点以上であること。
- (6) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る機械設備工事（給排水衛生空調工事）であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ（工事実績情報システム）に登録された公共機関等
- (7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (8) 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、次に掲げる基準を全て満たすこと。
 - ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。
 - イ 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する建築工事業に係る技術

者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(9) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年6月28日（火） 午前8時00分から

令和4年6月30日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年7月1日（金） 午後1時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年7月4日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年6月23日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の

申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) 受注制限対象工事

本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。

(11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年6月15日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

(1) 工事名 有功小学校トイレ改修工事

(2) 工事場所 和歌山市園部字中前田1453番

(3) 工事概要 小学校トイレ洋式化改修

改修トイレ床面積 81㎡（3フロア）

建築工事 一式、機械設備工事 一式、電気設備工事 一式

(4) 工期 150日間

(5) 予定価格 46,453,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築工事業又は管工事業の登録がされている者であること。

(3) 上記2（2）に該当する工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

(4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、上記2（2）に該当する工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、建築関係業種の受注制限数に達していないこと。

(5) 令和3・4年度登録において、上記2（2）に該当する工事業が建築工事業であるものについては、建築工事業に係る総合点数が685点以上、上記2（2）に該当する工事業が管工事業であるものについては、管工事業に係る総合点数が750点以上であること。

(6) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る機械設備工事（給排水衛生空調工事）であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ（工事実績情報システム）に登録された公共機関等
(7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

(8) 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、次に掲げる基準を全て満たすこと。

ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

イ 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する建築工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(9) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年6月28日（火） 午前8時00分から

令和4年6月30日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年7月1日（金） 午後2時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年7月4日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年6月23日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) 受注制限対象工事

本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。

(11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年6月15日揭示済)

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

(1) 工事名 野崎西小学校トイレ改修工事

(2) 工事場所 和歌山市梶取字新作299番9

(3) 工事概要 小学校トイレ洋式化改修

改修トイレ床面積 84㎡（3フロア）

建築工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式

(4) 工期 150日間

(5) 予定価格 45,243,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築工事業又は管工事業の登録がされている者であること。

(3) 上記2（2）に該当する工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

(4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、上記2（2）に該当する工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、建築関係業種の受注制限数に達していないこと。

- (5) 令和3・4年度登録において、上記2（2）に該当する工事業が建築工事業であるものについては、建築工事業に係る総合点数が685点以上、上記2（2）に該当する工事業が管工事業であるものについては、管工事業に係る総合点数が750点以上であること。
- (6) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る機械設備工事（給排水衛生空調工事）であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体
- イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ（工事实績情報システム）に登録された公共機関等
- (7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (8) 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、次に掲げる基準を全て満たすこと。
- ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。
- イ 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する建築工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (9) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、次に掲げる基準を満たすこと。
- ア 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所
- 方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。
- 入札書受付予定日時 令和4年6月28日（火） 午前8時00分から
令和4年6月30日（木） 午後5時00分まで
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。
- 開札予定日時 令和4年7月1日（金） 午後2時30分から
- 場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料を提出すること。
- 提出期限 令和4年7月4日（月） 午後3時まで
- 場所 共通入札説明書2に同じ。
- 方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約条項を示す期間及び場所
- 期間 公告日から開札日まで
- 場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑
- 質問書の提出期限 令和4年6月23日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

- (1) 前払い制度
- 適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。
- (2) 部分払い制度
- 適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

- (3) 議会の議決
不要である。
- (4) 入札保証金
不要である。
- (5) 契約保証金
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 低入札価格調査基準価格の設定
無し
- (7) 最低制限価格の設定
有り
- (8) 契約書作成の要否
必要である。
- (9) 入札の無効
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (10) 受注制限対象工事
本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。
- (11) その他
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

- (1) 工事名 岡崎小学校トイレ改修工事
- (2) 工事場所 和歌山市寺内字堂ノ西426番
- (3) 工事概要 小学校トイレ洋式化改修
改修トイレ床面積 56㎡（2フロア）
建築工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式
- (4) 工期 150日間
- (5) 予定価格 34,034,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築工事業又は管工事業の登録がされている者であること。
- (3) 上記2（2）に該当する工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準

を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、上記2（2）に該当する工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、建築関係業種の受注制限数に達していないこと。

(5) 令和3・4年度登録において、上記2（2）に該当する工事業が建築工事業であるものについては、建築工事業に係る総合点数が685点以上、上記2（2）に該当する工事業が管工事業であるものについては、管工事業に係る総合点数が750点以上であること。

(6) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る機械設備工事（給排水衛生空調工事）であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ（工事实績情報システム）に登録された公共機関等

(7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

(8) 上記2（2）を満たす工事業に係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。

(9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する上記2（2）を満たす工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年6月28日（火） 午前8時00分から

令和4年6月30日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年7月1日（金） 午後3時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料を提出すること。

提出期限 令和4年7月4日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年6月23日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) 受注制限対象工事

本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。

(11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

(1) 工事名 山口小学校校舎外壁予防改修工事

(2) 工事場所 和歌山市里字後口146番4

(3) 工事概要 外壁改修工事 一式、防水改修工事 一式、塗装改修工事 一式

(4) 工期 210日間

(5) 予定価格 27,467,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、塗装工事業の登録がされている者であること。

(3) 塗装工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
- ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
- イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
- ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、塗装工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- エ 建築関係業種の受注制限数に達していないこと。
- (5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては塗装工事業に係る総合点数が300点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては塗装工事業に係る総合点数が700点以上であること。
- (6) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る塗装工事であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体
- イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリNZ（工事实績情報システム）に登録された公共機関等
- (7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (8) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。
- (9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する塗装工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ### 3 入札手続等
- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所
- 方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。
- 入札書受付予定日時 令和4年6月28日（火） 午前8時00分から
令和4年6月30日（木） 午後5時00分まで
- ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。
- 開札予定日時 令和4年7月1日（金） 午後3時30分から
- 場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
- (3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。
- 提出期限 令和4年7月4日（月） 午後3時まで
- 場所 共通入札説明書2に同じ。
- 方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約条項を示す期間及び場所
- 期間 公告日から開札日まで
- 場所 和歌山市役所 建設総務課
- ### 4 仕様書、図面等の見積用設計図書
- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑
- 質問書の提出期限 令和4年6月23日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) 受注制限対象工事

本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。

(11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

(1) 工事名 宮小学校予防改修工事

(2) 工事場所 和歌山市秋月字瀬見田500番1

(3) 工事概要 外壁改修工事 一式、塗装改修工事 一式、防水改修工事 一式、建具改修工事 一式

(4) 工期 210日間

(5) 予定価格 133,320,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

(2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築工事業の登録がされている者であること。

- (3) 建築工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たしているものに限る。
- ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
- イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
- ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、建築工事業に係る特定建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- エ 建築関係業種の受注制限数に達していないこと。
- (5) 令和3・4年度登録において、建築工事業に係る総合点数が750点以上であること。
- (6) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (7) 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者

3 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所
- 方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。
- 入札書受付予定日時 令和4年7月5日（火） 午前8時00分から
令和4年7月7日（木） 午後5時00分まで
ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。
- 開札予定日時 令和4年7月8日（金） 午前9時30分から
- 場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室
- (3) 落札予定者となった場合は、競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（以下「申請に係る資料」という。）及び低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を次のとおり提出すること。
- 提出期限 申請に係る資料 令和4年7月11日（月）午後3時まで
低入札価格調査に係る資料 令和4年7月15日（金）午後3時まで
- 場所 共通入札説明書2に同じ。
- 方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 契約条項を示す期間及び場所
- 期間 公告日から開札日まで
- 場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑
- 質問書の提出期限 令和4年6月30日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

- (1) 前払い制度

- 適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。
- (3) 議会の議決
不要である。
- (4) 入札保証金
不要である。
- (5) 契約保証金
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 低入札価格調査基準価格の設定
有り
- (7) 失格価格の設定
有り
- (8) 契約書作成の要否
必要である。
- (9) 入札の無効
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (10) 受注制限対象工事
本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。
- (11) その他
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

- (1) 工事名 貴志小学校トイレ改修工事
- (2) 工事場所 和歌山市栄谷字八幡前886番
- (3) 工事概要 小学校トイレ洋式化改修
改修トイレ床面積 261㎡（4フロア）
建築工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式
- (4) 工期 180日間
- (5) 予定価格 110,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築工事業又は管工事業の登録がされている者であること。
- (3) 上記2（2）に該当する工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

(4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。

ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。

イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。

ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、上記2（2）に該当する工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

エ 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、建築関係業種の受注制限数に達していないこと。

(5) 令和3・4年度登録において、上記2（2）に該当する工事業が建築工事業であるものについては、建築工事業に係る総合点数が750点以上、上記2（2）に該当する工事業が管工事業であるものについては、管工事業に係る総合点数が800点以上であること。

(6) 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る機械設備工事（給排水衛生空調工事）であるものに限る。）に係る契約を元請として施工した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ（工事実績情報システム）に登録された公共機関等

(7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。

(8) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 上記2（2）に該当する工事業が建築工事業の場合、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者

イ 上記2（2）に該当する工事業が管工事業の場合、一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年7月5日（火） 午前8時00分から

令和4年7月7日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年7月8日（金） 午前10時00分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（以下「申請に係る資料」という。）及び低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を次のとおり提出すること。

提出期限 申請に係る資料 令和4年7月11日（月）午後3時まで

低入札価格調査に係る資料 令和4年7月15日（金）午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑
質問書の提出期限 令和4年6月30日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

- (1) 前払い制度
適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。
- (3) 議会の議決
不要である。
- (4) 入札保証金
不要である。
- (5) 契約保証金
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 低入札価格調査基準価格の設定
有り
- (7) 失格価格の設定
有り
- (8) 契約書作成の要否
必要である。
- (9) 入札の無効
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (10) 受注制限対象工事
本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。
- (11) その他
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

- (1) 工事名 河南コミュニティセンター空調設備等改修工事
- (2) 工事場所 和歌山市布施屋字太郎坊40番外
- (3) 工事概要 機械設備改修工事 空気調和設備工事 一式、換気設備工事 一式、撤去工事 一式、内装改修工事 一式
電気設備改修工事 幹線動力設備工事 一式、撤去工事 一式
建築改修工事 屋上防水改修工事 一式
- (4) 工期 180日間
- (5) 予定価格 57,519,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

(6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、管工事業の登録がされている者であること。
- (3) 管工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
 - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
 - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
 - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、管工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (5) 令和3・4年度登録において、管工事業に係る総合点数が750点以上であること。
- (6) 平成19年度以降に、次のいずれかが発注した工事（主な工種が建築物に係る機械設備工事（給排水衛生空調工事）であるものに限る。）に係る契約を元請又は下請として施工した実績を有すること。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ（工事实績情報システム）に登録された公共機関等
- (7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (8) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年7月5日（火） 午前8時00分から

令和4年7月7日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年7月8日（金） 午前10時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあつては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和4年7月11日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

- (1) 共通入札説明書6に示すとおり
- (2) 見積用設計図書についての質疑
質問書の提出期限 令和4年6月30日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

- (1) 前払い制度
適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。
- (3) 議会の議決
不要である。
- (4) 入札保証金
不要である。
- (5) 契約保証金
契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。
- (6) 低入札価格調査基準価格の設定
無し
- (7) 最低制限価格の設定
有り
- (8) 契約書作成の要否
必要である。
- (9) 入札の無効
本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。
- (10) その他
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

（令和4年6月15日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】**和歌山市選挙管理委員会告示第15号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年6月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

1 日時 令和4年6月17日（金）午前8時30分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
- (3) 和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する

規程について

- (4) 参議院議員通常選挙における投票所を定めるについて
- (5) 参議院議員通常選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
- (6) 参議院議員通常選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- (7) 参議院議員通常選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
- (8) 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について
- (9) 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
- (10) 参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
- (11) 参議院議員通常選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
- (12) 参議院議員通常選挙における登録の移替えをしない期間を定めるについて
- (13) 参議院議員通常選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
- (14) 参議院議員通常選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する場所について
- (15) 参議院議員通常選挙における期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を定めるについて
- (16) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げについて
- (17) 参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を定めるについて
- (18) 委員長専決処分について
- (19) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- (20) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- (21) 参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- (22) 参議院議員通常選挙における投票所の投票立会人の選任について
- (23) 和歌山市議会議員補欠選挙における投票用紙の様式を定めるについて
- (24) 和歌山市議会議員補欠選挙における投票用封筒等の様式を定めるについて
- (25) 和歌山市議会議員補欠選挙における投票用封筒等に押すべき印について

(令和4年6月8日揭示済)

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年6月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

- 1 開催日時
令和4年6月10日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局会議室
- 3 審議案件
 - (1) 市民農園の開設の認定について
 - (2) 農用地区域除外に係る意見について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (6) 農用地利用集積計画について

(7) 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度の最適化活動の目標の設定等」について

(令和4年6月7日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年6月10日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和4年6月10日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和4年6月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| 事業者 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | 登録番号 |
|---|-----------|-------------|----------|-------|
| 大阪市平野区長吉川辺3丁目12番8号 J S関西株式会社 代表取締役 中西雅美 | J S関西株式会社 | 和歌山市津秦41番地4 | 令和4年5月6日 | 第628号 |

(令和4年6月9日揭示済)

【 正 誤 】

令和4年3月31日付け和歌山市公報号外第7号中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---------|------------|---------------|
| 55 | 下から20行目 | 和歌山市文書取扱規程 | 和歌山市企業局文書取扱規程 |
| 56 | 上から13行目 | 第1号 | 第1項 |
| 56 | 下から4行目 | 第46条 | 第44条 |